

株式交換に係る事前開示書類

(株式交換完全親会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく事前開示書類)

(株式交換完全子会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に基づく事前開示書類)

2022 年 6 月 8 日

プレミアグループ株式会社
株式会社ソフトプランナー

2022 年 6 月 8 日

株式交換に係る事前開示事項

(株式交換完全親会社)
東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 4 号
オークラプレステージタワー
プレミアグループ株式会社
代表取締役 柴田 洋一

(株式交換完全子会社)
千葉県成田市ウイング土屋 256 番地
株式会社ソフトプランナー
代表取締役 池田 祐一

プレミアグループ株式会社（以下「プレミアグループ」といいます。）及び株式会社ソフトプランナー（以下「ソフトプランナー」といいます。）は、2022 年 5 月 20 日付でプレミアグループ及びソフトプランナーの間で締結した株式交換契約に基づき、2022 年 6 月 29 日を効力発生日として、プレミアグループを株式交換完全親会社とし、ソフトプランナーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関して会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事項並びに会社法 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める事項は、下記のとおりです。なお、本株式交換は、プレミアグループにおいては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 本株式交換における株式交換契約の内容

(会社法第 782 条第 1 項第 3 号及び第 794 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項及び交換対価について参考となるべき事項（会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を含む）

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 1 号)

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号及び第 2 号)

別紙 2 のとおりです。なお、プレミアグループの定款は別紙 3 のとおりです。

3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に

掲げる事項についての定め相当性に関する事項を含む)

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 2 号)

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号)

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号)

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 4 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号)

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 5 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社又は株式交換完全子会社の債務の履行の見込みに関する事項

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号)

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号)

本株式交換は会社法第 789 条第 1 項及び第 799 条第 1 項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

7. 吸収合併契約等備置開始日後株式交換が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 6 号)

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 6 号)

該当事項はありません。

以上

別紙 1

【本株式交換における株式交換契約の内容】

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

プレミアグループ株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ソフトプランナー（以下「乙」という。）は、次の通り、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲が乙の発行済株式を全部取得することにより、乙を甲の完全子会社とすることを目的とし、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことに合意する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：プレミアグループ株式会社

住所：東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステージタワー

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ソフトプランナー

住所：千葉県成田市ウイング土屋256番地

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年6月29日とする。但し、本株式交換の手続きの進行に応じ、必要があるときは、甲及び乙で協議の上、これを変更することができる。

第4条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

甲は、本件株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に283.75を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

- 2 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.00352株の割合をもって割り当てる。
- 3 前二項の規定に従い、甲が乙の株主に対し割当交付しなければならない甲の普通株式の数に、1に満たない端数がある場合は、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第5条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- （1）資本金の額 金 0円
- （2）資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- （3）利益準備金の額 金 0円

第6条（表明・保証）

甲は、本契約日及び効力発生日において、次の事項が真実であることを表明し、保証する。

- (1) 甲は、本契約の締結及び履行につき、取締役会決議を始めとして法令、定款その他の社内規則上必要な一切の手続きを完了しており、本契約は甲の第三者との契約にも違反しない。
- (2) 甲においては、債務超過、支払不能あるいは支払停止等に該当する事情はなく、その他倒産手続きの開始事由も存在しない。
- (3) 甲の2022年3月31日付貸借対照表及び損益計算書は、公正と認められる企業会計基準によって作成されており、作成日以降、過去の業務と矛盾しない通常の業務活動以外に甲の財務状況に悪影響を及ぼす事実は発生していない。

2 乙は、本契約日及び効力発生日において、次の事項が真実であることを表明し、保証する。

- (1) 乙は、本契約の締結及び履行につき、取締役協議による取締役決定を始めとして法令、定款その他の社内規則上必要な一切の手続き（効力発生日においては株主総会決議を含む。）を完了しており、本契約は乙の第三者との契約にも違反しない。
- (2) 乙においては、債務超過、支払不能あるいは支払停止等に該当する事情はなく、その他倒産手続きの開始事由も存在しない。
- (3) 乙の2022年3月31日付貸借対照表及び損益計算書は、公正と認められる企業会計基準によって作成されており、作成日以降、過去の業務と矛盾しない通常の業務活動以外に乙の財務状況に悪影響を及ぼす事実は発生していない。
- (4) 乙の発行済株式は、普通株式400株のみであり、それらはすべて有効に発行されており、又、乙において、転換社債、新株予約権その他の潜在株式は存在しない。

第7条（株主総会）

甲は、会社法796条2項の規定に基づき、本契約について会社法795条1項に定める株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。但し、会社法第796条3項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認が必要となった場合には、本契約は、その効力を失う。乙は、本項に基づく本契約の失効に起因又は関連して、債務不履行その他法律構成の如何を問わず、甲に対して損害賠償その他の請求をすることはできない。

2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約及び本株式交換に必要な事項について承認を受けるものとする。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本締結日以降効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者の注意をもって自らの業務を執行し、一切の財産管理を行い、財産又は権利義務に重大な影響をもたらす行為を行い又は行わせる場合については、あらかじめ甲又は乙が相手方に報告し同意を得たうえでこれを行うものとする。

第9条（役員の任期）

甲及び乙は、効力発生日よりも前に選任された甲の取締役及び監査役の任期は、本株式交換の前後で変更されないことを確認する。

第10条（契約解除・変更）

甲及び乙は、次のいずれかに該当する場合、本株式交換の実行前に限って本契約を解除できる。

- (1) 甲又は乙のどちらかが本契約に定める義務のいずれかに違反（但し、軽微な違反を除く。）し、1週間以上の期間を定めて是正の催告を行っても期間内に是正を行われなかったとき。
- (2) 甲又は乙のどちらかが本契約において表明及び保証した内容が重要な点で真実に反し、正確性に欠けていたとき。
- (3) 自らの責めに帰すべからざる事由によって、効力発生日までに、株主総会その他本株式交換のために法令上必要とされる手続が完了しなかったとき。
- (4) 天変地異や財務状況の極端な悪化などの事情により本株式交換の実行が困難となったとき。
- (5) 甲又は乙のどちらかが破産、民事再生、会社更生、特別清算その他法令上の倒産手続を開始したとき。
- (6) 甲又は乙のどちらかが解散決議を行ったとき。

2 本契約の締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産や経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約の内容を変更することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議の上解決する。

第12条（合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年5月20日

甲：プレミアグループ株式会社

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステータワー

代表取締役社長 柴田 洋一



乙：株式会社ソフトプランナー

千葉県成田市ウイング土屋256番地

代表取締役副社長 太田 航



別紙 2

【交換対価の相当性に関する事項及び交換対価について参考となるべき事項（会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を含む）】

プレミアグループ及びソフトプランナーは、本株式交換における交換対価の相当性に関する事項・交換対価について参考となるべき事項（会社法 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を含む）について、下記のとおりこれを相当であると判断いたしました。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	プレミアグループ (株式交換完全親会社)	ソフトプランナー (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容 (株式交換比率)	1	0.00352
本株式交換により交付する株式数	普通株式：22,700 株（予定）	

（注 1）株式交換比率

ソフトプランナーの普通株式 80 株に対して、プレミアグループの普通株式（以下、「プレミアグループ株式」といいます。）22,700 株を割当交付いたします。但し、プレミアグループが保有するソフトプランナーの普通株式 320 株については本株式交換による割当ては行いません。

（注 2）本株式交換により交付する株式数

プレミアグループは、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生時の直前のソフトプランナーの株主（但し、プレミアグループは除く）に対し、プレミアグループ株式 23,100 株を割り当てる予定ですが、交付する株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株の発行は行いません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

プレミアグループは上場会社であるため、プレミアグループの株式価値については、市場株価方式により 1 株当たり 3,755 円といたしました。なお、2022 年 5 月 19 日を基準日とし、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の株価終値、直前 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間のプレミアグループ終値単純平均値を使用して算定を行っております。ソフトプランナーの株式価値については、非上場会社であるため、インカムアプローチによる DCF 方式を採用し、1 株当たり 1,065,481 円といたしました。なお、株式交換比率の算定の前提として、プレミアグループ及びソフトプランナーが大幅な増減益になることや、資産・負債の金額が直近の財務諸表に比して大きく異なること等は想定しておりません。

3. 交換対価としてプレミアグループ株式を選択した理由

プレミアグループ株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発

生日以降も同市場において取引可能な銘柄であること、また、ソフトプランナーの株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断しております。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、プレミアグループの資本金の額は変化いたしません。また、プレミアグループの増加する準備金の額は法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額となります。プレミアグループ及びソフトプランナーは、かかる取扱いは、プレミアグループの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

5. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

独立した第三者算定機関に交換対価の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けてそれぞれの取締役会にて本株式交換を行うことを決議しました。

6. 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

以 上

別紙 3

【プレミアグループの定款】

次頁以降をご参照ください。

定 款

プレミアグループ株式会社

2015 年 5 月 25 日	会社設立	2017 年 8 月 3 日	改 定
2015 年 6 月 15 日	改 定	2018 年 6 月 28 日	改 定
2015 年 7 月 8 日	改 定	2019 年 4 月 1 日	改 定
2016 年 7 月 27 日	改 定	2021 年 6 月 29 日	改 定
2017 年 6 月 28 日	改 定		
2017 年 8 月 1 日	改 定		

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、プレミアグループ株式会社と称し、英文では Premium Group Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 経営コンサルティング業
2. 有価証券の取得、保有、運用、管理および売買
3. 投資業
4. 子会社及び関連会社に対する経営指導
5. 子会社及び関連会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
6. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,800 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名

簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主または法定代理人は、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第18条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任し、その決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第29条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任し、その決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
 - 3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の員数)

第36条 当社の会計監査人は、1名以上とする。

(選任方法)

第 37 条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任し、その決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容は、監査役会が決定する。

(任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、代表取締役が決定する。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

別紙 4

【株式交換完全子会社についての最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次頁以降をご参照ください。

計 算 書 類

第 34 期

(2 0 2 1 年 4 月 1 日 から
2 0 2 2 年 3 月 3 1 日 まで)

株式会社ソフトプランナー

貸借対照表
(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	469,922	流動負債	160,287
現金及び預金	401,268	買掛金	8,224
受取手形	1,130	1年以内返済長期借入金	15,996
売掛金	57,333	1年以内返済リース債務	4,697
貸倒引当金	▲452	未払金	1,689
商品	3,963	未払費用	10,245
貯蔵品	193	未払法人税等	14,775
前払費用	6,376	未払消費税等	10,550
未収収益	109	賞与引当金	11,790
		契約負債	79,724
		その他	2,597
固定資産	64,389	固定負債	270,234
有形固定資産	16,538	長期借入金	20,848
建物附属設備	590	長期リース債務	9,426
車両運搬具	11,635	長期契約負債	239,960
工具器具備品	4,312	負債の部合計	430,520
無形固定資産	5,280	(純資産の部)	
電話加入権	229	株主資本	
ソフトウェア	5,051	資本金	20,000
投資その他の資産	42,572	利益剰余金	83,791
保証金	2,974	その他利益剰余金	83,791
繰延税金資産	38,422	繰越利益剰余金	83,791
その他	1,176	純資産の部合計	103,791
資産の部合計	534,311	負債・純資産の部合計	534,311

損益計算書

(自:2021年4月1日 至:2022年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		528,306
売上原価		
期首商品棚卸高	1,815	
当期商品仕入高	114,466	
他勘定振替高	254	
期末商品棚卸高	3,963	112,065
売上総利益		416,241
販売費及び一般管理費		329,796
営業利益		86,445
営業外収益		868
営業外費用		552
経常利益		86,761
特別利益		729
特別損失		0
税引前当期純利益		87,490
法人税等		19,576
法人税等調整額		9,924
当期純利益		57,990

株主資本等変動計算書

(自: 2021年4月1日 至: 2022年3月31日)

(単位: 千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	20,000				25,800	45,800	45,800
事業年度中の変動額							
当期純利益					57,990	57,990	57,990
事業年度中の変動額合計					57,990	57,990	57,990
当期末残高	20,000				83,791	103,791	103,791

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
建物附属設備は定率法及び定額法、リース資産はリース期間定額法、
その他の有形固定資産は定率法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、
一般債権については、法人税法の規定による法定繰入率により計上しています。
破産申立があった債権については、売掛債権の 50%を繰り入れていきます。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

- (1) リース取引の会計処理
リース取引の会計処理は、原則法(利息法)によっています。

II 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、収益認識会計基準の適用に伴う当事業年度の損益や利益剰余金期首残高等への影響はございません。

III 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	400 株
------	-------

附 属 明 細 書

第 34 期

(2021 年 4 月 1 日 から
2022 年 3 月 31 日まで)

株式会社ソフトプランナー

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の 種類	期 首 帳簿価額	当 期 増加額 (注1)	当 期 減少額 (注 2)	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累計額
有 形 固定資産	建物附属設備	674	0	0	83	590	483
	工具器具備品	5,695	0	0	1,382	4,312	4,477
	車両運搬具	9,369	6,696	0	4,430	11,635	13,784
	計	15,737	6,696	0	5,896	16,538	18,743
無 形 固定資産	電話加入権	229	0	0	0	229	0
	ソフトウェア	5,694	4,551	0	5,194	5,051	163,852
	計	5,923	4,551	0	5,194	5,280	163,852

(注1) 当期増加額のうち、主なものは次のとおりです。

車両運搬具	営業車リース(5 台)	5,967 千円
無形固定資産	ソフトウェア開発費	4,551 千円

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位: 千円)

役員報酬	15,210
給料手当	134,531
賞与	19,897
賞与引当金繰入額	23,034
賞与引当金戻入額	▲ 20,978
法定福利費	23,661
福利厚生費	1,365
確定拠出年金関連費用	320
退職給付費用	2,822
採用教育費	2,890
外注費	4,850
IT システム・ソフト使用料	24,089
貸倒引当金繰入額(販)	65
荷造運賃	954
広告宣伝費	4,740
交際費	1,417
会議費	532
旅費交通費	31,149
通信費	4,416
販売手数料	1,542
販売促進費	50
消耗品費	2,748
事務用品費	102
修繕費	1,384
水道光熱費	748
新聞図書費	17
諸会費	303
顧問料	1,800
支払手数料	1,847
車両費	373
地代家賃	16,862
社宅使用料	▲ 287
リース料	4,263
保険料	1,518
租税公課	1,862
支払報酬料	1,002
減価償却費	5,896
無形固定資産償却費	5,194
燃料費	7,239
雑費	370
計	329,796

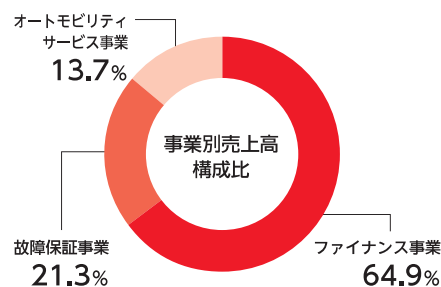
別紙 5

【株式交換完全親会社についての最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次頁以降をご参照ください。

1 企業集団の現況

	第7期 (2022年3月期)	前連結会計年度比
営業収益	208億27百万円	16.8%増
税引前利益	40億17百万円	16.0%増
親会社の所有者に帰属する 当期利益	29億41百万円	23.4%増
基本的1株当たり当期利益	229.39円	22.8%増



(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止やワクチン接種の普及により、持ち直しの動きが見られました。しかしながら、新たな変異株の出現による感染の再拡大や半導体の供給不足によるサプライチェーンの混乱などにより、先行きが不透明な状況が続いております。このような経済環境下、当社グループの主要ターゲットである中古車市場につきましては、2021年4月から2022年3月までの国内乗用車の中古車登録台数は3,169,492台（前事業年度比5.8%減）と、前年を下回る結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

当社は、法改正を含む外部経営環境の変化に応じたコンプライアンスの徹底を前提として、「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します」「常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人財を育成します」というミッションの実現を目指し、主要取引先である自動車販売店や自動車整備工場に対して、ファイナンス、故障保証に加え、「クルマ」に関する様々な工程においてお役立て頂けるオートモビリティサービスを複合的に提供することで取引接点を拡大し、業容・収益の成長を加速させるとともに、新たな成長モデルの実現に向けた様々な取組みに挑戦しております。

当社の当連結会計年度における状況は次のとおりであります。なお、セグメント別の営業収益については、セグメント間収益を除く外部収益を表記しております。また、前連結会計年度のセグメント情報は、実務上可能な範囲で当連結会計年度と同様の方法で計算し、営業収益（外部収益）のみ修正再表示しております。

ファイナンス事業は、半導体の供給不足によるサプライチェーンの混乱等により、新車生産台数が減少し、中古車流通台数の減少や中古車価格の高騰を受け、厳しい市場環境となりました。このような環境下、契約書のペーパーレス化による営業活動の効率化や、会員制サービスの拡大を図った結果、クレジット取扱高は前年度及び前々年度を上回る実績となりました。また、営業組織の再編による体制強化及び業務のDX化による延滞債権回収の効率化並びに連結子会社である中央債権回収株式会社の回収業務の順調な推移の結果、営業収益は、13,518百万円（前連結会計年度比11.8%増）、セグメント利益は3,099百万円となりました。

故障保証事業は、ファイナンス事業と同様に厳しい市場環境下により、提携商品の取扱高の伸びが鈍化しましたが、自社商品の販売促進及び提携商品に特化した営業人員の配置並びにバックオフィスの組織細分化によるマネジメント体制の強化・効率化を図った結果、故障保証取扱高についても前年度及び前々年度を上回る実績となりました。また、故障が発生した修理車両を当社グループに加盟している整備工場ネットワークに入庫誘導し、当社グループ内で調達した中古部品を修理に利用することで原価削減を図った結果、営業収益は4,446百万円（前連結会計年度比9.5%増）、セグメント利益は637百万円となりました。

オートモビリティサービス事業は、部品販売や車両卸販売が伸長したことや、クレジット加盟店社数・整備工場ネットワーク社数・会員制サービスの拡大に伴う各サービスの取扱いが増加した結果、営業収益は2,863百万円（前連結会計年度比71.3%増）、セグメント利益は26百万円となりました。

また、海外での事業においては、タイ王国におけるEastern Commercial Leasing p.l.c.の業績伸長により、持分法による投資利益が213百万円となりました。

営業費用は、事業拡大に係る各種費用が増加しましたが、故障保証事業における原価削減施策やDX推進による各種業務プロセスのシステム化等の経費削減施策を講じた結果、16,992百万円（前連結会計年度比14.1%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は20,827百万円（前連結会計年度比16.8%増）、税引前利益は4,017百万円（前連結会計年度比16.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,941百万円（前連結会計年度比23.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において、主要子会社であるプレミア株式会社の営業所として、新たに千里中央オフィス（大阪府豊中市）を開設いたしました。さらに主要子会社であるプレミアワランティサービス株式会社の営業所として、に新たに川口オフィス（埼玉県川口市）を開設いたしました。

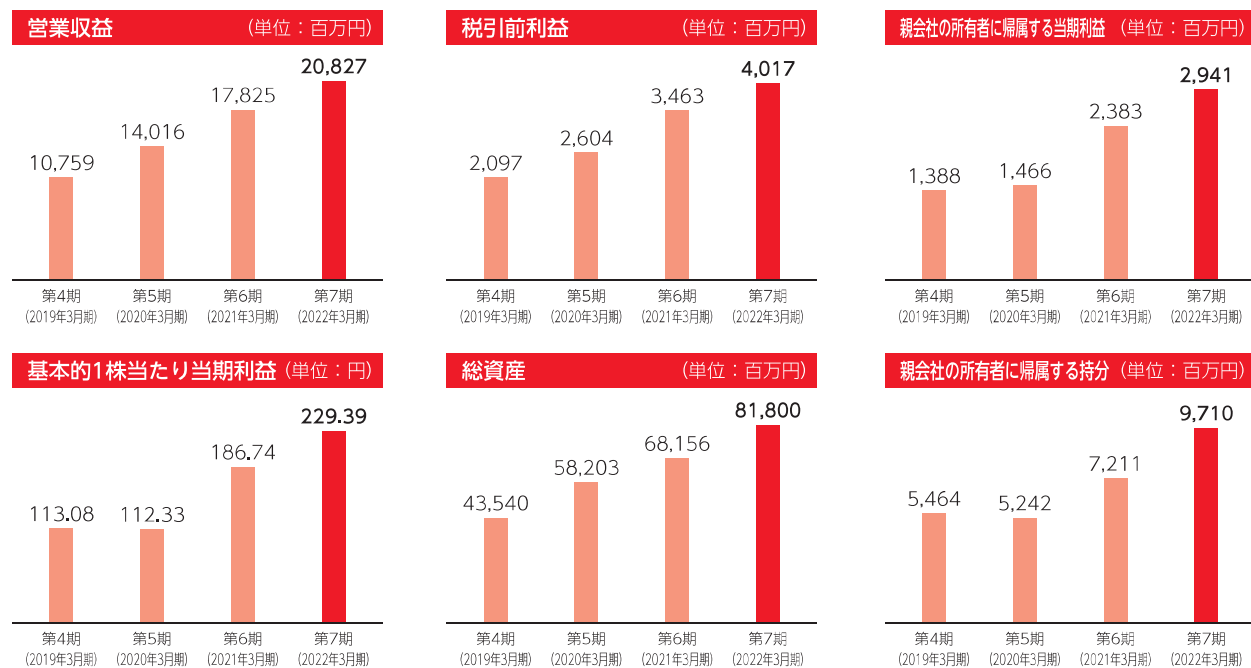
③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第 4 期 (2019年 3 月期)	第 5 期 (2020年 3 月期)	第 6 期 (2021年 3 月期)	第 7 期 (当連結会計年度) (2022年 3 月期)
営業収益	(百万円)	10,759	14,016	17,825	20,827
税引前利益	(百万円)	2,097	2,604	3,463	4,017
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	1,388	1,466	2,383	2,941
基本的 1 株当たり当期利益	(円)	113.08	112.33	186.74	229.39
総資産	(百万円)	43,540	58,203	68,156	81,800
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	5,464	5,242	7,211	9,710

(注) 当社は、国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
プレミア株式会社	1,515百万円	100.0%	オートクレジットを中心としたファイナンス事業の推進及びファイナンス事業を運営する企業グループの統括
プレミアワランティサービス株式会社	30百万円	100.0%	故障保証事業を運営する企業グループの統括
プレミアモビリティサービス株式会社	20百万円	100.0%	オートモビリティサービス事業を運営する企業グループの統括

(注) 1. 上記重要な子会社を含め連結子会社の数は17社、持分法適用関連会社等の数は4社であります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	プレミア株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号オークラブステータタワー
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の簿価価格	8,560百万円
当社の総資産額	12,635百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、法改正を含む外部環境の変化に応じたコンプライアンスの徹底を前提として、「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します」「常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることできる、心豊かな人財を育成します」というミッションの具現化と、将来にわたりこれらを継承する人財育成の両立により、企業価値の中長期的な向上を図ってまいります。

ミッションの達成に向けた課題は以下のとおりであります。

① ファイナンス事業の深化

ファイナンス事業の主要サービスであるオートクレジットにおきましては、その取扱高を伸長し、業界内におけるシェア向上を図るため、営業力の拡大や営業エリアの更なる開拓、加盟店の稼働率の向上が重要と考えております。また、収益のみならず、利益の向上を目指し、バックオフィスの効率化にも取り組むほか、国内で培ったノウハウを活用し、東南アジアを中心とした海外展開にも注力してまいります。既に進出しているタイ王国では、現地でファイナンス事業を営むEastern Commercial Leasing p.l.c.の業務支援を行っており、海外展開における布石としてまいります。

② 故障保証事業の拡充

故障保証事業におきましては、その市場自体の拡大が今後の事業伸長において重要であると考えております。そのため、引き続き営業活動の強化と、加盟店・個人のお客様双方のサービス自体の認知度向上に努めてまいります。また、収益のみならず、利益の向上を目指し、故障が発生した修理車両を当社グループに加盟している整備工場ネットワークへ入庫誘導し、当社グループ内で調達した中古部品を修理に利用することで、原価削減も図ってまいります。また、ファイナンス事業と同様に、海外展開にも注力してまいります。既にタイ王国、インドネシア共和国及びフィリピン共和国において事業を開始しており、既存展開先での収益化と新たなニーズの獲得に努めてまいります。

③ オートモビリティサービス事業の拡充

オートモビリティサービス事業におきましては、新しい収益の柱として、早期収益化が重要であると考えております。そのため、既に収益化しているサービスの取引量の伸長に加え、既存事業とシナジー効果のある新しい事業領域への参入に取り組んでおります。展開するサービスラインナップを拡充することで自動車販売店・自動車整備工場などのモビリティ事業者への訴求力を高め、ファイナンス事業や故障保証事業とのクロスセルの促進に努めてまいります。

④ カープレミア事業（モビリティ事業者向け会員組織の開拓・推進事業）の確立

カープレミア事業におきましては、モビリティ事業者向け経営サポートサービスの提供により、会員組織を早期に確立させることが重要であると考えております。会員に特化した営業組織や企画運営を行う体制を築くことで、会員個々の満足度向上を図り、より強固な信頼関係を構築し、当社サービスの稼働率の向上や各事業とのシナジーの創造に繋げてまいります。

⑤ 組織力の強化

今後も積極的な新卒・中途採用活動を継続するとともに、人財の多様性が増していく中であって、従業員個々の経験値の蓄積や組織としての一体感の維持、マネジメント力の更なる強化が必要であると考えております。そのため、知識・実務に係る社内研修及びOJTのみならず、当社グループの行動規範である「バリュー」という概念に基づいた研修を、執行役員を含む従業員層に対し継続的に実施することで、全従業員が各自の職務の中でその役割を体現できる、「高みを目指す」「最後まで諦めない」「既成概念の打破」といった組織風土を醸成してまいります。

⑥ グループ企業の統括

事業拡大に伴いグループ企業が増加している当社グループにおきましては、グループシナジーを創出するために、優れた事業戦略の構築に加え、コンプライアンス強化や適切なリスク管理が重要であると考えております。また、ファイナンスをはじめとした各事業に統括会社を設置し、グループ企業の事業進捗の把握や計数の管理を徹底してまいります。

⑦ ESG・SDGsに対する取組み

「Environment（環境）」、「Social（社会）」、「Governance（ガバナンス）」に関する課題に適切に対応するESG経営を推進し、事業活動において策定した持続可能な開発目標（SDGs）を達成することが、企業価値の継続的な向上を図るうえで重要であると考えており、以下の課題に取り組んでまいります。

- ・ E 資源循環型社会への取組み、脱炭素社会への取組み
- ・ S（社会資本）顧客のプライバシー及びデータ保護を徹底、適切な取引・販売プロセスの実施
（人的資本）従業員の働き甲斐の醸成・人財育成、従業員の健康と安全の保護
- ・ G コーポレートガバナンス体制の拡充、コンプライアンス強化・リスク管理
- ・ その他競争力強化に向けた取組み・イノベーション、サプライチェーンマネジメント

⑧ 中期経営計画における重点課題に向けた取組み

2023年3月期までの3カ年の中期経営計画（2021年5月に見直しを実施）において、設定した重点課題に取り組み、定量目標を達成していくことで、当社グループにおける事業基盤をより盤石なものにしていくとともに、事業領域を拡大できる企業体力を養成し、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

⑨ 新型コロナウイルス感染症への対応及びDXの推進

新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に留めるよう、十分な感染対策を行いながら既存の営業活動を実施していくとともに、取引工程や業務をオンライン化し、安全かつ効率性の高い手法に移行していくことが重要であると考えております。また、オンライン化のみならず、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進により、新たなビジネスモデルを確立し、競争力を強化していくことも重要であると考えております。先般策定した「DX戦略」のとおり、DX推進のため、経営陣を責任者とした専門組織を設置して、事業を横断した取組みを進めており、競争力強化や更なる企業価値の向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社17社及び持分法適用関連会社等4社で構成されており、ファイナンス事業、故障保証事業及びオートモビリティサービス事業を中心に、複数のサービスを提供しております。

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

① ファイナンス事業

お客様が当社グループの加盟店を通じて商品の購入又はサービスの提供を受け、分割払い等を希望される場合、当社グループが審査を行い承認したお客様に対し、加盟店へ利用代金等を立替払いし、お客様から約定の分割回数に応じ立替金の回収を行う「立替払方式」と、提携金融機関がお客様に対する資金融資を行う一方で、お客様の審査や加盟店に対する立替金の精算、お客様からの分割返済に係る事務全般及びお客様の連帯保証を当社グループが行う「提携ローン方式」があります。

主な商品といたしましては、新車又は中古車を対象とするオートクレジットのほか、太陽光発電システム又はオール電化商品を対象とするエコロジークレジットがあります。

また、当社グループの加盟店を通じてオートリース商品の提供も行っております。

その他、当社グループが国内で培った自動車販売に関連するファイナンスの知見やノウハウを活かして、タイ王国においてオートファイナンスを展開する持分法適用関連会社Eastern Commercial Leasing p.l.c.への経営・事業ノウハウ提供により同社の企業価値向上を図っております。

② 故障保証事業

お客様が当社グループの提携先を通じて自動車を購入し、保証サービスの提供を希望される場合、一定の保証料をお支払いいただくことで、購入された自動車に故障が発生した際、あらかじめ定めた保証の提供範囲内において、無償で修理が受けられる「故障保証」サービスを提供するものであります。

故障保証事業につきましても、ファイナンス事業と同様に当社グループが国内で培った故障保証、整備・钣金といった知見やノウハウを、東南アジアを中心とした諸国へ展開しております。タイ王国におきましては、Premium Service (Thailand) Co., Ltd.において、故障保証事業及び整備事業を展開しております。また、インドネシア共和国におきましては、住友商事株式会社及び現地財閥のシナルマスグループとの合併企業PT Premium Garansi Indonesiaにおいて、故障保証商品の開発、設計に係るコンサルティング事業を展開しており、フィリピン共和国において、三井物産株式会社及び現地財閥GTキャピタル・ホールディングスのグループ会社との合併企業Premium Warranty Services Philippines, Inc.において、故障保証事業を展開しております。

③ オートモビリティサービス事業

自動車流通事業を運営するうえで必要となる複数のサービスを提供しております。具体的には、自動車の中古部品の流通を行う「リサイクル (Recycle) パーツビジネス」、ファイナンス事業における引揚げ車両を当社グループ内で再活用する「リユース (Reuse) ビジネス」、自動車の検査及び故障修理を行う「整備」サービスと自動車の傷や凹み等の修繕を行う「鈑金」サービス等を提供する「リペア (Repair) ビジネス」から成る、「3 R」のビジネスを柱としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区
支店	大阪府吹田市

② 子会社

プレミア株式会社	本社（東京都港区）、大阪本部（大阪府吹田市）、関東中央本部（埼玉県さいたま市）、札幌オフィス（北海道札幌市）、晴海オフィス（東京都中央区）、西関東オフィス（神奈川県横浜市）、名古屋オフィス（愛知県名古屋市）、千里中央オフィス（大阪府豊中市）、福岡オフィス（福岡県福岡市）ほか5支店、12ビジネスサイト
プレミアワランティサービス株式会社	本社（東京都港区）ほか4拠点
プレミアモビリティサービス株式会社	本社（東京都港区）ほか4拠点
カープレミア株式会社	本社（東京都港区）
P L S 株式会社	本社（東京都港区）
中央債権回収株式会社	本社（東京都中央区）
E G S 株式会社	本社（東京都渋谷区）
Premium Service(Thailand)Co., Ltd.	本社（Bangkok, Thailand）
P A S 株式会社	本社（東京都港区） 整備工場店舗として、北24条店（北海道札幌市）、F I X M A N（北海道札幌市）
株式会社ソフトプランナー	本社（千葉県成田市）
プレミアオートパーツ株式会社	本社（東京都港区）
株式会社V A L U E	本社（埼玉県さいたま市）
プレミアシステムサービス株式会社	本社（東京都港区）ほか1拠点
Premium Asset Management(Thailand) Co., Ltd.	本社（Bangkok, Thailand）

(注) E G S 株式会社は2022年1月31日付で解散し、清算会社に移行しております。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
クレジット事業	339 (49) 名	10 (△3) 名増
故障保証事業	85 (9) 名	13 (0) 名増
オートモビリティサービス事業	123 (14) 名	123 (14) 名増
その他事業	20 (0) 名	△98 (△12) 名増
その他管理部門	77 (17) 名	3 (3) 名増
合計	644 (89) 名	51 (2) 名増

(注)パート及び嘱託社員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
77 (17) 名	15 (3) 名増	36.9歳	6.2年

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均勤続年数は当社グループでの勤続年数を引き継いで算出しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
楽天銀行株式会社	11,471百万円 (内、8,646百万円は債権流動化による資金調達)
株式会社あおぞら銀行	6,337百万円 (内、2,337百万円は債権流動化による資金調達)
株式会社みずほ銀行	4,200百万円
オリックス銀行株式会社	600百万円
三井住友信託銀行株式会社	500百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

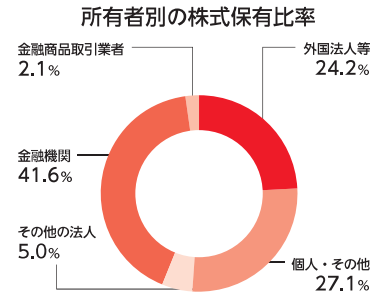
該当する事項はありません。

2 | 会社の現況 |

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数
- ② 発行済株式総数
- ③ 株主数
- ④ 大株主

48,000,000株
13,394,990株
3,941名



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,549,700株	19.82%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,902,400株	14.79%
株式会社リクルート	600,000株	4.66%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303	426,200株	3.31%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	323,500株	2.51%
GOVERNMENT OF NORWAY	294,400株	2.29%
株式会社あおぞら銀行	258,600株	2.01%
損害保険ジャパン株式会社	258,600株	2.01%
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	233,900株	1.82%
柴田 洋一	230,956株	1.80%

(注) 1. 当社は、自己株式を528,885株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く）4名に対して株式報酬としての譲渡制限付株式の付与のため、普通株式12,000株を発行いたしました。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、当事業年度中にストックオプションの行使により、普通株式48,600株が増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権B	
発行決議日		2016年3月15日	
新株予約権の数		616個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	123,200株 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	50,000円 250円)
権利行使期間		2018年12月20日から 2026年2月28日まで	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	592個 118,400株 1名
	社外取締役	—	
	監査役	—	

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

		第3回新株予約権	
発行決議日		2021年6月29日、2021年7月13日	
新株予約権の数		150,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	150,000株 1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	3,639円 3,639円)
権利行使期間		2025年7月31日から 2029年7月31日まで	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	120,000個 120,000株 35名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	30,000個 30,000株 3名

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴田 洋一	プレミア株式会社 代表取締役社長 プレミアモビリティサービス株式会社 代表取締役社長
取締役	金澤 友洋 ※	プレミア株式会社 監査役 プレミアモビリティサービス株式会社 監査役
取締役	大貫 徹	プレミア株式会社 代表取締役 プレミアワランティサービス株式会社 取締役
取締役	齊藤 邦雄	プレミアワランティサービス株式会社 代表取締役社長
取締役	土屋 佳之	プレミアモビリティサービス株式会社 代表取締役
取締役	中川 二博	株式会社シンクロ・フード 取締役
取締役	堀越 友香	弁護士法人中央総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社地域経済活性化支援機構 社外取締役 WealthPark株式会社 社外取締役
取締役	大嶋 裕美	パナソニック株式会社 コネクティッドソリューションズ(CNS)事業開発部長
常勤監査役	亀津 敏宏	プレミア株式会社 監査役
監査役	樋口 節夫	樋口節夫公認会計士事務所 所長 ソーシャルワイヤー株式会社 社外監査役
監査役	森脇 敏和	株式会社アグリ・ヌーヴ 取締役

- (注) 1. ※印の役員は、2021年6月29日開催の第6期定時株主総会において新たに選任され、就任したものであります。
2. 取締役中川二博氏、取締役堀越友香氏及び取締役大嶋裕美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役樋口節夫氏及び監査役森脇敏和氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役亀津敏宏氏、社外監査役樋口節夫氏及び社外監査役森脇敏和氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役亀津敏宏氏は、長年にわたり当社グループの経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役樋口節夫氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験があります。
 - ・監査役森脇敏和氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、中川二博氏、堀越友香氏、大嶋裕美氏、樋口節夫氏及び森脇敏和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役中川二博氏は、2017年3月に株式会社リクルートマーケティングパートナーズの顧問を退任しております。株式会社リクルートホールディングスグループと当社グループとの間に取引関係がありますが、2022年3月期の取引金額は株式会社リクルートホールディングスの2022年3月期連結売上収益の0.01%未満、当社の2022年3月期連結営業収益の0.2%未満であり、僅少であります。
7. 監査役樋口節夫氏と当社グループは過去に業務委託契約をしておりましたが、2017年3月に業務委託契約は終了しております。また、業務委託報酬額は100万円未満であり、2017年3月期の当社の連結営業収益に対して0.01%未満であります。
8. 2022年4月1日付で代表取締役社長柴田洋一氏、取締役金澤友洋氏及び取締役齊藤邦雄氏及び取締役土屋佳之氏は、以下のとおり、重要な兼職を異動しております。
- ・代表取締役社長柴田洋一氏は、カープレミア株式会社代表取締役社長に就任いたしました。
 - ・取締役金澤友洋氏は、プレミアワランティサービス株式会社取締役及びカープレミア株式会社監査役に就任いたしました。

- ・取締役齊藤邦雄氏はプレミアワランティサービス株式会社代表取締役社長を退任し、カープレミア株式会社代表取締役に就任いたしました。
- ・取締役土屋佳之氏はプレミアモビリティサービス株式会社代表取締役社長を退任し、プレミアワランティサービス株式会社代表取締役社長に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、1百万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社におけるすべての取締役、監査役、管理職等の従業員であり、保険料は当社が全額負担し、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることにより被る損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

a. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	短期インセンティブ (業績連動報酬)	長期インセンティブ	
取締役 (うち社外取締役)	207百万円 (21百万円)	104百万円 (21百万円)	63百万円 (－)	40百万円 (－)	8名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	11百万円 (6百万円)	11百万円 (6百万円)	－	－	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	218百万円 (27百万円)	115百万円 (27百万円)	63百万円 (－)	40百万円 (－)	11名 (5名)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第6期定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）であります。

2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第2期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）であります。
3. 上表記載の非金銭報酬は、2019年6月26日開催の第4期定時株主総会及び2021年6月29日開催の第6期定時株主総会にて決議された譲渡制限付株式報酬であり、譲渡制限付株式報酬枠は年額50百万円以内、株式の数の上限を年25,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名であります。当事業年度においては、取締役（社外取締役を除く）4名に対して、金銭報酬債権を付与し、当該債権の全部を当社に現物出資させることにより、当社普通株式12,000株を株式報酬として交付しました。当該株式の交付にあたっては、当社又は当社の子会社の取締役の地位を退任するまで譲渡しないこと等を条件としております。
4. 上表記載の短期インセンティブに関する事項につきましては、下記「b. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」イ 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の決定の方法
当社は、役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、あらかじめその内容につき取締役会の諮問機関である指名報酬委員会に諮問し、答申を受けた内容に基づき、取締役会において決議しております。当該決定方針の内容の概要等は以下のとおりであります。

b. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の決定の方法

当社は、役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、あらかじめその内容につき取締役会の諮問機関である指名報酬委員会に諮問し、答申を受けた内容に基づき、取締役会において決議しております。当該決定方針の内容の概要等は以下のとおりであります。

ロ 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役報酬制度は、会社の持続的成長にとって重要な経営基盤の一つとして、次の方針、構成等を軸に運用しております。

（取締役報酬の基本方針）

当社の取締役報酬は、次の考え方にに基づき決定いたします。

1. 競争力のある報酬制度であること

会社のミッション及び中長期的ビジョンの実現に貢献する優秀な人材の獲得・保持が可能な報酬体系及び報酬水準であること。

2. 持続的な企業価値向上を重視した報酬制度であること

会社の持続的・継続的な企業価値・株主価値向上を推進する動機付けとなり得る報酬であること。

3. 公正かつ公平な報酬制度であること

株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たしうる透明性・公平性・合理性の高い報酬体系であること。

(取締役報酬の体系)

当社の取締役報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」、「短期インセンティブ（変動報酬）」及び「長期インセンティブ（変動報酬）」で構成しております。

1. 基本報酬

役位や担う機能・役割等に応じた職務遂行を促すことを目的とするもの。

2. 短期インセンティブ

事業年度ごとの業績目標達成に向け、成果を積み上げることを目的とするもの。

3. 長期インセンティブ

中長期的な企業価値向上・株主価値向上を重視した経営を推進することを目的とするもの。

報酬の種類	給与方式 ・ 固定/変動	業績連動 指標	報酬の内容	構成割合 (%)	取締役 (社外取締役を除く)	社外 取締役
基本報酬	現金 ・ 固定	—	・役位や担う機能・役割等に応じた職務遂行を促すための固定報酬。 ・役位別の固定報酬及び代表権の有無に基づき作成された基本テーブルにより決定。	40～60	◎	◎
短期インセンティブ	現金 ・ 変動	連結当期 税引前利益	・事業年度ごとの業績目標達成に向け、成果を積み上げるための業績連動報酬。 ・指標は「連結税引前利益」、「スポット損益を除いた連結税引前利益」及び「個人業績（代表取締役は全社目標、取締役はそれぞれが管掌する事業・部門における業績目標）」とする。 ・上記指標別に設定した係数を基本報酬に乘じ、事業年度ごとの達成度等に応じて基本報酬の0～103.5%の範囲内で決定する。	25～40	◎	—
長期インセンティブ	株式 ・ 変動	—	・中長期的な企業価値向上・株主価値向上を重視した経営を推進するための株式報酬。	0～30	◎	—

（報酬水準の考え方）

当社の取締役の報酬水準は、各取締役が担うべき機能・役割等を踏まえ、優秀な人材の獲得・保持が可能な競争力のある水準となるよう、必要に応じて外部の客観的データや評価データ等を活用しながら設定いたします。

ハ 各役員の報酬等の決定方法

当社の各取締役の報酬等は、審議プロセスの透明性・客観性を高めるため、指名報酬委員会（独立社外役員が委員の過半数を占めるもの。）において事前に協議された報酬方針、報酬制度、各取締役の個人業績評価（社外取締役を除く）の結果を踏まえ、定款に基づき株主総会において決議された報酬総額の限度額の範囲内で、指名報酬委員会への諮問とその答申を経て取締役会で決定しております。

当社の当事業年度における各取締役の報酬等の額の決定につきましては、2021年5月開催の指名報酬委員会において上記決定方針に基づいて協議した各取締役の報酬案を、同年6月開催の取締役会において決議しております。

このように、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬委員会において上記決定方針に基づいて協議した各取締役の報酬案が当社取締役会において決議され、それが各取締役の報酬等の額となっていることから、取締役会は、その内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の各監査役の報酬等は、定款に基づき株主総会によって決議された報酬総額の限度額の範囲内で、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会において決定しております。

（指名報酬委員会の役割及び活動内容）

当社の指名報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を高め、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とした、取締役会の任意の諮問機関であります。

（指名報酬委員会の構成員）

2022年3月31日の構成員は次のとおりであります。

委員長	役職名	氏名
◎	代表取締役社長	柴田 洋一
	社外取締役	中川 二博
	社外取締役	堀越 友香

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役中川二博氏は、株式会社シンクロ・フードの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役堀越友香氏は、弁護士法人中央総合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役及びWealthPark株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役大嶋裕美氏は、パナソニック株式会社の役職員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役樋口節夫氏は、樋口節夫公認会計士事務所所長及びソーシャルワイヤー株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役森脇敏和氏は、株式会社アグリ・ムーヴの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

		取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況 並びに社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	中川 二博	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。同氏は、出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の事業計画の策定をはじめとする議案において、経営全般の観点から、適正な業務遂行に資する情報の提供及び助言を積極的に行っております。また、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬決定についての審議等、重要な役割を果たしております。
取締役	堀越 友香	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。同氏は、出席した取締役会において、弁護士としての職務を通して培われた専門的な知識に基づき、会社法やコンプライアンスに関連する議案において、適正な業務遂行に資する情報の提供及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬決定についての審議等、重要な役割を果たしております。
取締役	大嶋 裕美	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。同氏は、出席した取締役会において、公認会計士としての職務を通して培われた専門的な知識や、IR及び新規事業開発に関する豊富な経験に基づき、当社の事業計画の策定をはじめとする議案において、適正な業務遂行に資する情報の提供及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督にあたり重要な役割を果たしております。
監査役	樋口 節夫	当事業年度中に開催された取締役会18回及び監査役会18回のすべてに出席いたしました。同氏は、出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての職務を通して培われた専門的な知識や、内部統制及びコーポレートガバナンスに関する豊富な知見に基づき、適宜発言を行うとともに、取締役の職務の執行に関して独立性を持って経営を監査する重要な役割を果たしております。
監査役	森脇 敏和	当事業年度中に開催された取締役会18回及び監査役会18回のすべてに出席いたしました。同氏は、出席した取締役会及び監査役会において、金融機関での長年の業務経験を通じて培われた財務及び会計に関する知見や経営全般における豊富な経験に基づき、適宜発言を行うとともに、取締役の職務の執行に関して独立性を持って経営を監査する重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 P w Cあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	112

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断される場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識するとともに、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案したうえで、安定的かつ継続的な配当を実施していきたいと考えております。

内部留保資金につきましては、借入金返済等による財務体質の強化、当社グループの諸事業の事業資金、及び新規事業や海外展開に必要な成長投資などに有効に活用する方針であります。

当事業年度につきましては、期末配当金を1株当たり26円といたしました。実施済みの中間配当金25円と合わせまして、年間配当金は1株当たり51円であります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期	科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部			負債の部		
現金及び現金同等物	11,433	8,054	金融保証契約	30,065	25,079
金融債権	35,733	28,115	借入金	23,759	19,641
その他の金融資産	5,786	5,108	未払法人所得税	720	648
有形固定資産	3,648	3,644	その他の金融負債	7,248	6,703
無形資産	6,279	5,768	引当金	366	302
のれん	3,958	3,958	繰延税金負債	1,238	1,404
持分法投資	1,600	1,434	その他の負債	8,590	7,087
保険資産	3,284	3,111	負債合計	71,987	60,865
繰延税金資産	3	2	資本の部		
その他の資産	10,075	8,961	親会社の所有者に帰属する持分		
資産合計	81,800	68,156	資本金	1,700	1,612
			資本剰余金	1,295	1,281
			利益剰余金	7,722	5,403
			自己株式	△1,201	△1,201
			その他の資本の構成要素	194	116
			親会社の所有者に帰属する持分合計	9,710	7,211
			非支配持分	103	79
			資本合計	9,814	7,291
			負債及び資本合計	81,800	68,156

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
収益	21,104	18,586
営業収益	20,827	17,825
その他の金融収益	17	9
持分法による投資利益	213	59
その他の収益	47	694
費用	17,087	15,123
営業費用	16,992	14,891
その他の金融費用	41	64
その他の費用	55	168
税引前利益	4,017	3,463
法人所得税費用	1,053	1,070
当期利益	2,964	2,393
当期利益の帰属		
親会社の所有者	2,941	2,383
非支配持分	23	10
当期利益	2,964	2,393

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期	科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部			負債の部		
流動資産	998	1,283	流動負債	691	1,204
現金及び預金	396	608	一年以内返済長期借入金	386	986
前払費用	56	46	リース債務	1	1
未収入金	353	421	未払金	72	58
未収還付法人税等	156	175	未払費用	37	25
その他	37	33	未払法人税等	29	21
			預り金	18	17
固定資産	11,637	12,164	賞与引当金	93	55
有形固定資産	6	7	その他	56	41
建物	6	6	固定負債	6,564	7,751
車両運搬具	0	1	長期借入金	1,164	1,050
無形固定資産	1	2	関係会社長期借入金	5,400	6,700
ソフトウェア	0	2	その他	0	0
商標権	0	0	負債合計	7,255	8,955
投資その他の資産	11,630	12,154	純資産の部		
投資有価証券	4	4	株主資本	5,348	4,492
関係会社株式	9,437	10,442	資本金	1,668	1,640
従業員長期貸付金	107	101	資本剰余金	1,465	1,438
関係会社長期貸付金	1,952	1,403	資本準備金	465	438
長期前払費用	112	185	その他資本剰余金	1,000	1,000
その他	17	19	利益剰余金	3,416	2,615
資産合計	12,635	13,446	その他利益剰余金	3,416	2,615
			繰越利益剰余金	3,416	2,615
			自己株式	△1,201	△1,201
			新株予約権	32	－
			純資産合計	5,380	4,492
			負債・純資産合計	12,635	13,446

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
営業収益	3,098	2,404
営業費用		
一般管理費	1,583	1,277
営業利益	1,514	1,127
営業外収益	38	20
受取利息	16	16
関係会社株式売却益	19	—
その他	3	4
営業外費用	83	88
支払利息	83	88
経常利益	1,470	1,058
税引前当期純利益	1,470	1,058
法人税、住民税及び事業税	47	26
当期純利益	1,423	1,032

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

プレミアグループ株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 嘉昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大辻 竜太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プレミアグループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、プレミアグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

プレミアグループ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 嘉昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大辻 竜太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プレミアグループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

プレミアグループ株式会社 監査役会

常勤監査役 亀 津 敏 宏

社外監査役 樋 口 節 夫

社外監査役 森 脇 敏 和

以 上